

今月の相談事例（6月号）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0004 静岡県島田市横岡 640-2

三浦労務経営事務所

社会保険労務士 三浦 茂

TEL 0547-45-5811

FAX 0547-45-5821

URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

【相談】

従業員への交通費なのですが、支給しなければいけないのでしょうか？また、支給するとしたらどのくらい支給すればいいのですか？

【アドバイス】

交通費の支給は義務付けられているものではありません。交通費は自社が求める人材の想定する通勤圏を明示するものと考えてのがいいでしょう。交通費込みの給与とするよりも、交通費を外出しに支給した方が求職者が応募しやすいからです。

また、交通費は、一定の限度額まで非課税となっています。非課税となる1か月当たりの限度額は、下記の通りになります

【1】マイカーや自転車などで通勤している場合

（片道の通勤経路に沿った長さの通勤距離に応じて）

片道の通勤距離	1か月当たりの非課税限度額	（目安）月20日稼働 150円/Lとした場合の燃費
2 km 未満	（全額課税）0円	
2 km 以上 10 km 未満	4,100円	～14.6 km/L
10 km 以上 15 km 未満	6,500円	～13.8 km/L
15 km 以上 25 km 未満	11,300円	～13.3 km/L
25 km 以上 35 km 未満	16,100円	～13.0 km/L
35 km 以上 45 km 未満	20,900円	～12.9 km/L
45 km 以上	24,500円	11.0 km/L～

【2】電車やバスだけを利用して通勤している場合

1か月の通勤定期券などの金額	1か月当たりの非課税限度額
10万円未満	1か月当たりの通勤定期券などの金額
10万円以上	100,000円

【3】電車やバスと、マイカーや自転車などを利用して通勤している場合

① 1か月の通勤定期券などの金額

②マイカーなどを使って通勤する片道の【1】の距離に応じた上限金額

①+②の金額	1か月当たりの非課税限度額
10万円未満	①+②の金額
10万円以上	100,000円

これは、非課税となる限度額なので、この金額までとしなくても構いません。もし、上限1万円と決めてしまえば、どんなに遠方であっても1万円の支給ということになります。反対にもっと多く支給しても構いませんが、非課税限度額を超えると、限度額を超えた分は他の諸手当と同じく課税対象となってしまいます。交通費で人材の応募がどの程度期待できるかによるでしょう。

（この著作権は三浦労務経営事務所に帰属する）